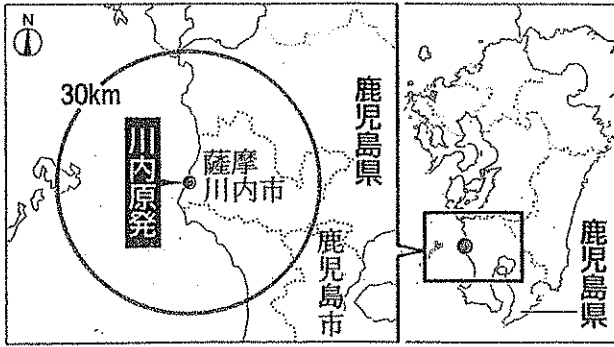


川内原発差し止め却下

鹿児島地裁 福井と異なる判断



九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の再稼働をめぐり、鹿児島地裁（前田郁勝裁判長）は22日、運転差し止めを求めた住民の仮処分を

■鹿児島地裁決定理由の骨子

- ・原子力規制委員会が策定した新規制基準は、最新の科学的知見などに照らし、不合理な点は認められない
- ・九州電力は新規制基準に従って基準地震動を定め、耐震設計を行っているため認められるから、規制委の適合性判断に不合理な点は認められない
- ・九電は福島第一原発事故を踏まえた重大事故対策をしており、耐震安全性を確保していると評価できる
- ・火山噴火に対する九電の評価も、火山学の知見により一定程度裏付けられている
- ・地元自治体の避難計画は、一応の合理性、実効性を備えているものと認められる

し立てを却下した。
▼3面||割れた「安全性」、14面||社説、15面||耕論、32面||決定要旨など
再稼働の可否をめぐることは、福井地裁が今月14日に関西電力高浜原発（福井県）の運転を禁じる仮処分を出している。再稼働の前

提となる新規制基準に主要部分が適合すると原子力規制委員会が認めた二つの原発の運転について、異なる司法判断が出された。
仮処分を申し立てたのは、川内原発の運転差し止めを求める民事訴訟の原告住民のうち鹿児島、熊本、

宮崎の3県に住む23人（辞退により現在は12人）。住民側は福岡高裁宮崎支部に即時抗告する方針だ。

争点となった再稼働の前提となる新規制基準と、原子力規制委員会による審査について、前田裁判長はいずれも「福島第一原発事故後の最新の科学的知見などに照らし、不合理な点は認められない」とした。

また、九電が新基準に従って定めた、川内原発で想定される最大の揺れ「基準地震動」について、「現時点における最新の知見にもとづいている」として、住民側の「過小評価」との主張を退けた。広範囲に壊滅的被害をもたらす火山の「破局的噴火」については、「火山学者から危険性が高まっている」という具体的な指摘はない」として、「可能性は極めて低い」との九電側の主張を認めた。（鎌田悠）